

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成 26 年 8 月 29 日（金）12：02～12：26
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

<提案者>

関 聡司 新経済連盟事務局長

小木曾 稔 新経済連盟事務局

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 アジアの起業ハブ化構想について
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、特区のワーキンググループでございますけれども、一般社団法人新経済連盟からのヒアリングということで、本日は新経連の関事務局長、小木曾様においでいただいております。

時間は40分設定しておりますので、15～20分御説明をいただいて、その後、意見交換とさせていただきますが、議事録、関係資料、公開が原則になっておりますけれども、その扱いでよろしゅうございますか。

○関事務局長 はい。

○藤原次長 それでは、八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○関事務局長 新経済連盟事務局長をやっています関と申します。本日は説明の機会をいただきましてありがとうございます。

フォームのほうで提案を提出しておりますが、きょうの説明は別途お配りしたパワーポイントを使って説明させていただければと思います。上下2枚になっているものでございます。

提案の名称は、アジアの起業ハブ化構想ということでございます。

1スライド目に提案の本施策の目的を書いておりますが、世界一ビジネスを行いやすい環境を整備するということと、子供・若者を初めとする人々の起業マインドを育てるということで、革新的なアイデアを持った起業家がこの地域で次々と生まれ、また世界中からそこに集まってくるといったことを目指しております。

スライドの2をごらんください。2と3で事業の実施内容について箇条書きで施策を記載しております。

1番として、海外から優秀な技術者・起業家と投資を集めるための環境整備ということで、日本で起業しようとする外国人の在留資格取得の容易化、海外から招致する起業家・技術者に対する所得税・住民税の優遇、その他も含めまして6つこの施策を提案させていただいております。

スライドの3のほうでございますが、2といたしまして、世界で戦える環境とイノベーションを引き出す環境の整備ということで、法人実効税率を少なくとも20%台前半まで引き下げるということと、IFRSの導入促進といった施策など4つ提案させていただいております。

3、イノベーションを起こすために必要な人材の育成確保のための環境整備といたしまして、プログラミング教育、デジタル教科書の導入など、3つ施策を提案しています。

4、多様な働き方を可能とする環境整備といたしまして、時間にとらわれない新たな労働制度を構築するというのを提案させていただいています。

4スライド目以降で、今、申し上げたもののうち重立ったものについて、さらに説明をさせていただければと思います。

まず、4スライド目、在留資格取得の容易化につきましては、現状、在留資格区分におきましては、日本に来て起業する者にとって適切なもの、該当する区分がないという実態がございます。外国人が日本国内で企業の設立登記を行おうと思った場合に日本の住所を有する者が少なくとも1人必要なのですが、その日本の住所を取得するためにはビザ、在留資格認定証明書が必要だということで、例えば既存の区分でいうと投資経営の区分というのがございますが、それを使うためには企業の登記情報が必要ということで、実際のところ、外国人が日本で一から起業すると思った場合に、ほかの区分で在留資格を得たり、あるいは日本人を代表取締役にしたりとといった回り道が必要になるという実態がございます。

それに対して提案といたしまして5スライド目でございますけれども、新たな在留資格区分として起業というものを設けまして、これにつきましては申請時に必要な提出書類を少なくするといった形で手続を簡素化します。これによって、外国人が日本国内でより起

業できるように措置していただきたいと思っております。

6 スライド目でございます。IFRSの導入促進ということで、現在も何十社か既に導入しているところもあるのですが、実態としては、単体財務諸表、税務申告におきましてIFRS適用が認められていないという実態がございます。連結財務諸表におきましてIFRSを導入したとしても、あわせて単体財務諸表と税務申告については日本基準で作成し直さなければならぬという実態がございます。

したがって、7 スライド目でございますけれども、単体財務諸表、それから税務申告上の取り扱いにおいてIFRSの使用を認めるということを進めたいと考えております。

8 スライド目でございます。教育の関係ですけれども、プログラミング教育、デジタル教科書の導入を進めるという提案になっておりまして、まずプログラミング教育につきましては、英国では本年9月より義務教育でのプログラミング教育が必修化されておりますが、日本におきましても、この特区の中においてそういったもの、義務教育における教育の必修化というものを図っていく必要があるのではないかと考えております。

また、デジタル化された教科書、タブレットのようなものを教科書として使う場合の制限といたしまして、著作物の利用に制限があります。通常の教科書であれば利用できるように、デジタル化されたもののほうは利用できないというケースがあります。それから、無償給与の対象に該当しないということがございますのでこれらのことが原因となってなかなか普及が進んでいないという実態がございます。

9 スライド目、それで提案といたしましては、公立の小中学校においてプログラミング教育を必修化するという方向、デジタル化教科書を学校教育法等における教科書と認めるということをご提案させていただきたいと思っております。

10 スライド目、教員免許の弾力化でございますが、現状の制度におきましては教育免許を持っていないが特定科目の教育に関する高度なノウハウを有する人材を継続的に活用することが難しいという実態がございます。したがって、教育免許を持たない特定分野の専門家が教科全体を継続して子供たちに教えることが困難だという実態がございます。

提案といたしましては、11 スライド目でございます。英語でありますとか情報といった特定教科におきまして、教員免許を持たないものでも経験・意欲等、一定の条件を満たす場合には、本人の申請により、みなし教員免許を付与する仕組み、これを法令上整備するというご提案させていただいております。

12 スライド目でございます。時間にとらわれない新たな労働制度の構築ということで、現状、例えば裁量労働制におきましてはここに記載されているように、自由度が低く、意欲に見当たった働きができないということがございます。

そこで、13 スライド目でございます。提案といたしましては、ベンチャー企業とか、あるいは知識社会型対応企業といった企業類型を設定して、これに該当する企業は、企業単位で労働時間とか休日、休憩、そういった規制が適用されないような新たな労働時間制度を適用できるようにするというご提案させていただきました。

なお、あわせて健康診断の複数受診の推進など、従業員の健康管理の枠組みも整備するというものを行うことを提案させていただきたいと思っております。

提案内容は以上でございます。あとは御質問をよろしく申し上げます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

まず、日本で起業する外国人在留資格の取得の容易化というのは成長戦略で今度決まったということは御存じですか。

○関事務局長 はい。

○八田座長 この5月、6月、インテンシブに交渉した結果実現することになりました。

スライドの6番目の世界で戦える土俵となるIFRSの導入促進、御主張はもともとだと思うけれども、これは全国でやらないと難しいですね。財務のことだから、企業が全国に支店を持っている場合に、規制改革会議でやるのが一番いいのではないですか。

○関事務局長 もちろん最終的には全国でという形になると思っておりますけれども、特区の中でもし実現するという方法があるのであれば、それはそれでということで提案しました。

○八田座長 いろんな地方に支店を持っている場合に全部やるわけでしょう。その地方では単体でやっていて、東京なら東京の特区ではというのは、随分そこがあるような気がするのです。全国でやるなら一斉にできますけれども、地方なら残したままどこかの特区だけというのはなかなか難しいのではないのでしょうか。要するに単体の財務諸表及び税務申告は、特区から外れている事業体は当てはまらないですね。

○関事務局長 そのあたりが本店所在地だけ入っていれば適用可能にできるのかどうかはわかりません。

○八田座長 元来、これは規制改革会議で取り上げる筋のこのように思いますね。

プログラミング教育、これも重要なことだと思うけれども、1つ入れ込んだらどこかを減らさなければいけないわけで、指導要領に変更しようというわけですね。それが結構大きいと思うのですが、そこは割とできるという議論ならばそれを伺いたいと思うのです。要するに全教科が絡んでいて、どこかをふやすとどこかを減らさなければいけないでしょう。それは全国で大々的にそれを要求してやるというのが当然やるべきことだと思うのですが、一特区のためにできる見通しがあるのかどうかということが1つですね。

もう一つは、デジタル教科書も全国で絶対やるべきことだと思うのですが、これが基本的には財政措置を伴うことですね。それを一地方だけでやるということにどれかの正当化をつくることかということだと思います。

○関事務局長 もともとこの特区というのがアジアの企業ハブということで起業促進を目的としたエリアをつくるということですので、もちろん全国で展開できたほうが望ましいですけれども、地域内でこういった措置ができるのであれば、全国でやるのに先駆けて、それを政策としてやるという考え方かなと思います。

○八田座長 となると、デジタル教科書を作る費用を自治体が負担する必要があるような気がするけれども。

今度、教員免許の弾力化、これは特区に向いているように見えるのですけれども、今、継続的に有効活用することは難しいという、この継続的ということとは、具体的にはどうということなのですか。

○小木曾氏 非常勤講師も期限がございます。

○八田座長 それは大体何年の期限ですか。

○小木曾氏 非常勤講師が1年のケースがあります。

○八田座長 でも、更新はできるでしょう。

○小木曾氏 更新はできますけれども、身分がその意味では安定しません。

○関事務局長 継続的にできるような制度のほうがなり手も多くなると思います。

○八田座長 では、これは教員免許を持っていない人を、例えば30歳の人を定年までずっと雇うという意味なのですか。それとも例えば5年とかそういう期限を切つてある程度職の安定を保障するという意味なのですか。

○関事務局長 雇うかどうかというのはまた別かなと思うのですが、教員免許を持っていない者に対してみなしの教員免許を付与するという形ですので、資格付与ということになります。通常の教員と同じ扱いに、専門性を持っている人に対しては扱うということになります。

○八田座長 みなしでも有期雇用ということもあり得るということですか。

○関事務局長 それは通常の先生でもあると思います。

○八田座長 通常の先生、普通の公立学校だったら終身雇用ですね。それから非常勤講師とか、英語の先生などというのは随分繰り返すずっとやっていますね。

○小木曾氏 教員の実態に合わせてみなしのほうもいろんな形があつてよいと考えます。別に有期しかないとか、有期はだめだということではなくて、いろんな形態があつていいと思います。

○八田座長 例えば商社で働いていらして、非常に英語も上手だし、毎日ニューヨークタイムズを読んでいるというような先生が英語を教えれば、子供達にとってはすばらしいだろうと思うのですが、今だと非常勤講師としては雇えるわけですか。

○小木曾氏 3つ種類がありまして、特別非常勤講師ということで、英語の中の英会話だけ例えば教えるというやり方がありますが、英文法を教えられない。全部はやらないし、講師なので採点とかに別に権限があるわけではないという問題があるということです。もう一つは、特別免許状ということで、社会人経験がある人を採用する制度が既にあるのですけれども、これはおもしろいことになっています。学校側が申請をする、教育委員会に免許を発行してくださいという仕組みになっています。したがって、免許状をもらっていない段階で私を学校に採用してくださいというリクルート活動を行い学校側の内定をもらっておいて、その内定に基づいて本人ではなくて学校側が教育委員会に申請するということにならざるをえないのです。そういう仕組みだと、そもそも免許状を持っていないような人がリクルートに来て、お前はどのような者なのだというのがよくわからないのでなか

なか進まないということにならざるを得ません。

今、書きましたが、25の県、市しか、そもそもそういうものを実施していなくて、総数でも500ちょいぐらいしか発行していません。あとは最後、よく最近出ていますが、外国語の指導助手というのがありますけれども、余り位置づけがはっきりしていなくて先生ではありません。

○八田座長 わかりました。そうすると、採点までの権限を持つ、しかし、教える科目に制限がある、そういう新しい資格をつくってもらいたいと。教育哲学も教育心理の授業もとっていないし、学校の法律に関する知識もないけれども、少なくとも教科に関する能力があって教員としての例えば1年間の試用期間をパスしたとかというような人については、特区で通用するある種の新しい資格を欲しいと、そんな感じですね。わかりました。

時間にとらわれない労働制度というのは、結構今回も大変な、全国区でもってある程度のが始まるわけで、将来もずっと続けていかなければいけないと思いますけれども、そうすると、一番新しい提案としては、特区提案として教員免許のことですか。

○小木曾氏 我々としては、今回お出ししたのが特区に限らなくてもやらなければいけないという思いがあります。ただ、特区から調整できるのであればチャレンジングでやっていくべきだと考えます。

話は戻りますけれども、先ほどのプログラミング教育のところについては、教育委員会ごとに地方ごとにやる話なので特区になじみやすいかなというのがあります。実際、東京でも区によっては区長さんが結構前向きだったりするところも幾つかあります。

○八田座長 総合学習などのところですね。

○小木曾氏 そうですね。イメージは総合学習の時間とか、あと土曜日の授業を今やっていて、結構やることなく困っているというのを聞くのです。総合学習の時間もそうなのです。何を教えていいかわからない。そうすると、逆に重要なことを教えたらどうだと考えます。そうすると、先生が最初おっしゃった、ほかのもの、例えば国語を削るとかいうことに必ずしもなるわけではなくて、国語がわからない人間を育てるのかという批判はあたらなかなと思います。

○八田座長 そうすると、今のお話を伺っていると、こうですか。例えば英語はともかくデジタル教育の教員免許などはないのだから、それに関する新しい資格をつくって、そして、それは分野が新しいということもあるから教育哲学はやらなくてもいいと。そのかわり、経験のあることを必須にして、その人たちがきちんと総合学習の中でも教えられるようにする、そんな感じですか。

○小木曾氏 もしそれができれば非常にいいと思います。

○八田座長 これは既存の特区の区域会議に提出して、その特区でできるというようなことになるとおもしろいですね。だから、東京、神奈川、大阪とかいろいろなところで、今のような形で仕組みれば何かできる可能性があるような気がしますけれどもね。

○藤原次長 新経連で説明会もさせていただいたりしたのですけれども、特区か全国かと

いうところは事業者の方々からすればあまり御関心がなく、とにかく全国でビジネスが可能になるのがいいに決まっているのです。自治体によっても温度差があったりとか、結局難しいところがあったりするので、結果としてセカンドベストとしての特区という選択肢もあるという意味で御提案いただいているので、全国提案も私どもとしてはきちんとお話を聞くことが大事だということだと思っています。

○八田座長 我々である程度全国提案のほうにつなぐこともできますからね。

○藤原次長 むしろ、それがいいということであれば規制改革会議につないで全国でやっていただくという話だと思います。

○八田座長 わかりました。私のほうはそのくらいですけれども、事務局のほうからほかにはありませんか。

○藤原次長 最後に八田先生も触れられましたが、労働時間規制の話は6月の改訂成長戦略の目玉としても記載しているわけですが、今回の新経連の御提案というのは、今の方向性に足りないところがあるのかどうかということだけ、最後に、少しお聞きできればと思っています。

○関事務局長 そういう意味でいいますと、例えば給与額等にかかわらずという点です。

○藤原次長 新しい企業がおありになるので、1,000万というところが一番大きなポイントとだということですね。わかりました。

○小木曾氏 会員企業の話をしてみますと、やはり今の裁量労働制が実態と合っていないです。書かせていただいたように、我々の団体ですとほとんどがベンチャー企業であるか、あるいは産業分類だとほとんど三次産業なのですが、サービス産業で、ほとんど場所にとらわれず、いつでもどこでも働くという形で、やっているものも例えば何かゲームを開発したりとか、いろんなもののプログラムを開発したりするときに創造性のある仕事で、それが要するに遊びの中から生まれたりするものがあります。業務なのか、業務ではないのかという線引きもあるので、そこが一律時間で管理とされてしまうと、何をもって評価するのだと、むしろ成果で評価しなければいけないということがあって、実態と合っていないなと考えます。現状の1,000万以上という話だと、もちろん、それはそれでありがたいのですけれども、それだけだと足りないのかなと思っています。

○藤原次長 大阪の区域会議なども同様の要望も出ていますので、そういったところとまた連携しながらということになると思います。

○八田座長 特定の分野ではっきり需要があるわけだから、分野を限ってでもということですね。

○小木曾氏 対象の定義は今後の議論だと思いますが、知識社会型対応企業というのも何か設定していただいて職種で抜いてもらうみたいな形をイメージしています。

○八田座長 ほかにございませんか。

では、どうもありがとうございました。